

渇水対策事業の概要

渇水対策のためのポンプ調達・運転・番水等に係る諸経費が補助の対象となります。

(1) 事業名

農業用水確保応急対策事業【県単独事業】(7月分)

水利施設管理強化事業 特別型(渇水・高温対策)【国庫補助事業】(8月分)

(2) 補助対象者

渇水・高温対策を実施した水利組合等

(3) 補助の対象となるもの

水路等の掘削費用、ポンプや発電機等の購入・賃借及び設置・撤去・運転費用等
ただし、ポンプ等の購入については、地域の共有財産として管理・保管される場合のみが補助の対象になります。

(4) 補助率 50%

(5) 対象期間 令和7年7月1日(火)以降の取組

(6) 補助金の交付を受けるために必要な書類(予定)

◎渇水・高温対策を実施した区域(範囲)が判る図面

◎写真(使用資機材(ポンプ、発電機の型式等が判るもの)、ポンプ設置状況)

◎領収書、契約書等(支出が確認できるもの)

◎運転日誌(渇水・高温対策を実施した期間が判るもの)

※必要書類(補助の対象となるために必要な書類)が現時点では確定していないことから、後日、追加資料を求める場合があります。

(7) 問合せ及び要望先

①土地改良区の組合員⇒各土地改良区

②事業制度等について

⇒宮城県 東部地方振興事務所 登米地域事務所

農業農村整備部 水利施設保全班 0220-22-5161

(8) 要望期限 令和7年10月14日(火)

★注意事項★

本事業は、国及び県の補助事業として実施するものであることから、以下のものは補助の対象にはなりません。

①水利権等が必要な河川から、無許可で水を取水したもの(法令違反等)

②個人で購入したポンプ等で、今後も個人の財産として管理・保管されるもの

③必要な書類が整わず、実施した取組みについて確認ができないもの 等